許可番号　０２１１００００１９２

産業廃棄物収集運搬業許可証

優良

住　　所　東京都新宿区西新宿一丁目２６番２号

氏　　名　松田産業株式会社
代表取締役　松田　芳明

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第１４条第１項の許可を受けた者であることを証する。

岐阜県中濃県事務所長

許 可 の 年 月 日　　令和　８年　６月３０日
許 可の有効年月日　　令和１５年　６月２９日

複写禁止

１　事業の範囲
（１）積替え、保管を除く。
紙くず、木くず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず、がれき類
上記５品目は石綿含有産業廃棄物であるものを除く。
廃プラスチック類
上記１品目は石綿含有産業廃棄物であるものを含む。

以上　６種類

（２）積替え、保管を含む。
汚泥、廃プラスチック類（自動車等破砕物を除く。）、金属くず（自動車等破砕物を除く。）、ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず（自動車等破砕物を除く。）
上記４品目は石綿含有産業廃棄物であるものを除く。
廃油、廃酸、廃アルカリ

以上　７種類

上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を含む。

２　積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ
（１）ア　所在地
岐阜県関市のぞみヶ丘３番
イ　保管面積
３０．００m2
ウ　産業廃棄物の種類
廃プラスチック類（自動車等破砕物を除く。）、金属くず（自動車等破砕物を除く。）、ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず（自動車等破砕物を除く。）
上記３品目は石綿含有産業廃棄物であるものを除く。

以上　３種類

エ　保管上限
８７．４８m3
オ　高さ
該当なし

許可番号　０２１１００００１９２

複写禁止

(2)ア　所在地
岐阜県関市のぞみケ丘１０番
イ　保管面積
１１９．４８m2
ウ　産業廃棄物の種類
汚泥、廃プラスチック類（自動車等破砕物を除く。）、金属くず（自動車等破砕物を除く。）、ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず（自動車等破砕物を除く。）
上記４品目は石綿含有産業廃棄物であるものを除く。
廃油、廃酸、廃アルカリ
以上　７種類
上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を含む。
エ　保管上限
１４５．１８m3
オ　高さ
該当なし

3　許可の条件
なし

4　許可の更新又は変更の状況
平成　４年　６月３０日　産業廃棄物処理業許可（新規）
平成　９年　６月３０日　産業廃棄物収集運搬業許可（更新）
平成１４年　６月３０日　産業廃棄物収集運搬業許可（更新）
平成１９年　６月３０日　産業廃棄物収集運搬業許可（更新）
平成２４年　６月３０日　産業廃棄物収集運搬業許可（更新）（優良認定）
平成２６年　９月１７日　産業廃棄物収集運搬業許可（変更）
平成２８年１０月２５日　産業廃棄物収集運搬業許可（変更）
平成２９年　３月　９日　産業廃棄物収集運搬業変更届（書換）
平成３０年　９月２５日　産業廃棄物収集運搬業許可（変更）
令和　元年　６月３０日　産業廃棄物収集運搬業許可（更新）（優良認定）
令和　８年　６月３０日　産業廃棄物収集運搬業許可（更新）（優良認定）
令和　８年　７月　１日　産業廃棄物収集運搬業変更届（書換）

5　積替え許可の有無　　有　・　無

6　規則第９条の２第８項の規定による許可証の提出の有無　　有　・　無

許可番号　０２１６０００００１９２

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

優良

住　　所　東京都新宿区西新宿一丁目２６番２号

氏　　名　松田産業株式会社
代表取締役　松田　芳明

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第１４条の４第１項の許可を受けた者であることを証する。

岐阜県中濃県事務所長

許可の年月日　令和　２年　７月　１日
許可の有効年月日　令和　９年　６月３０日

複写禁止

１　事業の範囲
（１）積替え、保管を除く。
特定有害廃ＰＣＢ等、特定有害ＰＣＢ汚染物

以上　２種類

（２）積替え、保管を含む。
引火性廃油、腐食性廃酸、腐食性廃アルカリ、特定有害廃水銀等、特定有害廃油（トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、１，２－ジクロロエタン、１，１－ジクロロエチレン、シス－１，２－ジクロロエチレン、１，１，１－トリクロロエタン、１，１，２－トリクロロエタン、１，３－ジクロロプロペン、ベンゼン、１，４－ジオキサンを含むもの）、特定有害汚泥（水銀、カドミウム、鉛、有機リン、六価クロム、砒素、シアン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、１，２－ジクロロエタン、１，１－ジクロロエチレン、シス－１，２－ジクロロエチレン、１，１，１－トリクロロエタン、１，１，２－トリクロロエタン、１，３－ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、１，４－ジオキサン、ダイオキシン類を含むもの）、特定有害廃酸（水銀、カドミウム、鉛、有機リン、六価クロム、砒素、シアン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、１，２－ジクロロエタン、１，１－ジクロロエチレン、シス－１，２－ジクロロエチレン、１，１，１－トリクロロエタン、１，１，２－トリクロロエタン、１，３－ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、１，４－ジオキサン、ダイオキシン類を含むもの）、特定有害廃アルカリ（水銀、カドミウム、鉛、有機リン、六価クロム、砒素、シアン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、１，２－ジクロロエタン、１，１－ジクロロエチレン、シス－１，２－ジクロロエチレン、１，１，１－トリクロロエタン、１，１，２－トリクロロエタン、１，３－ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、１，４－ジオキサン、ダイオキシン類を含むもの）

以上　８種類

２　積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ
（１）所在地
岐阜県関市のぞみヶ丘１０番
（２）保管面積
８９．３６m2
（３）特別管理産業廃棄物の種類

許可番号　０２１６００００１９２

引火性廃油、腐食性廃酸、腐食性廃アルカリ、特定有害廃水銀等、特定有害廃油（トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、１，２－ジクロロエタン、１，１－ジクロロエチレン、シス－１，２－ジクロロエチレン、１，１，１－トリクロロエタン、１，１，２－トリクロロエタン、１，３－ジクロロプロペン、ベンゼン、１，４－ジオキサンを含むもの）、特定有害汚泥（水銀、カドミウム、鉛、有機リン、六価クロム、砒素、シアン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、１，２－ジクロロエタン、１，１－ジクロロエチレン、シス－１，２－ジクロロエチレン、１，１，１－トリクロロエタン、１，１，２－トリクロロエタン、１，３－ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、１，４－ジオキサン、ダイオキシン類を含むもの）、特定有害廃酸（水銀、カドミウム、鉛、有機リン、六価クロム、砒素、シアン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、１，２－ジクロロエタン、１，１－ジクロロエチレン、シス－１，２－ジクロロエチレン、１，１，１－トリクロロエタン、１，１，２－トリクロロエタン、１，３－ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、１，４－ジオキサン、ダイオキシン類を含むもの）、特定有害廃アルカリ（水銀、カドミウム、鉛、有機リン、六価クロム、砒素、シアン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、１，２－ジクロロエタン、１，１－ジクロロエチレン、シス－１，２－ジクロロエチレン、１，１，１－トリクロロエタン、１，１，２－トリクロロエタン、１，３－ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、１，４－ジオキサン、ダイオキシン類を含むもの）

以上　８種類

複写禁止

（４）保管上限
　１０２．７８m3
（５）高さ
　該当なし

３　許可の条件
　なし

４　許可の更新又は変更の状況

平成　５年　７月　１日	特別管理産業廃棄物収集運搬業許可（新規）	
平成１０年　７月　１日	特別管理産業廃棄物収集運搬業許可（更新）	
平成１５年　７月　１日	特別管理産業廃棄物収集運搬業許可（更新）	
平成１５年　８月２８日	特別管理産業廃棄物収集運搬業変更届（書換）	
平成１９年　５月２１日	特別管理産業廃棄物収集運搬業許可（変更）	
平成２０年　７月　１日	特別管理産業廃棄物収集運搬業許可（更新）	
平成２２年１１月１５日	特別管理産業廃棄物収集運搬業許可（変更）	
平成２５年　７月　１日	特別管理産業廃棄物収集運搬業許可（更新）	（優良認定）
平成２５年１０月　４日	特別管理産業廃棄物収集運搬業許可（変更）	
平成２６年　９月１７日	特別管理産業廃棄物収集運搬業許可（変更）	
平成２８年　９月１３日	特別管理産業廃棄物収集運搬業許可（変更）	
平成３０年　９月２５日	特別管理産業廃棄物収集運搬業許可（変更）	
令和　２年　７月　１日	特別管理産業廃棄物収集運搬業許可（更新）	（優良認定）
令和　８年　７月　１日	特別管理産業廃棄物収集運搬業変更届（書換）	

５　積替え許可の有無　　有　・　[無]

６　規則第10条の12第２項の規定による許可証の提出の有無　[有]　・　無

許可番号　０２１２００００１９２

産業廃棄物処分業許可証

住　　所　東京都新宿区西新宿一丁目２６番２号

氏　　名　松田産業株式会社
代表取締役　松田　芳明

優良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第１４条の２第１項の許可を受けた者であることを証する。

岐阜県中濃県事務所長

許可の年月日　令和　５年　６月２６日
許可の有効年月日　令和１０年１０月２４日

複写禁止

１　事業の範囲
（１）中間処理（破砕選別）
廃プラスチック類（自動車等破砕物を除く。）、金属くず（自動車等破砕物を除く。）
上記２品目は石綿含有産業廃棄物であるものを除く。
以上　２種類
上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。
（２）中間処理（破砕）
廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず
上記３品目は石綿含有産業廃棄物であるものを除く。
以上　３種類
上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。

２　事業の用に供するすべての施設
（１）種　　類：破砕施設１
設置場所：岐阜県関市のぞみヶ丘１０番
設置年月日：平成２０年８月２２日
処理能力：
廃プラスチック類（自動車等破砕物を除く。）　34.24t／日（4.28t／時間）
上記１品目は石綿含有産業廃棄物であるものを除く。
金属くず（自動車等破砕物を除く。）　48.96t／日（6.12t／時間）
上記１品目は石綿含有産業廃棄物であるものを除く。
ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず（自動車等破砕物を除く。）　58.72t／日（7.34t／時間）
上記１品目は石綿含有産業廃棄物であるものを除く。
以上　３種類
上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。
許可年月日：平成２０年７月３日
許可番号：岐阜県指令廃対第７号

（２）種　　類：破砕施設２
設置場所：岐阜県関市のぞみヶ丘３番
設置年月日：平成２６年１０月２４日

複写禁止

許可番号　０２１２００００１９２

処　理　能　力：
廃プラスチック類　295.2t／日（12.3t／時間）
上記１品目は石綿含有産業廃棄物であるものを除く。
金属くず　326.88t／日（13.62t／時間）
上記１品目は石綿含有産業廃棄物であるものを除く。
ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず　361.68t／日（15.07t／時間）
上記１品目は石綿含有産業廃棄物であるものを除く。
以上　３種類

上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。
許可年月日：平成２６年１０月１６日
許　可　番　号：岐阜県指令廃対第５２号の４

（３）種　　類：破砕施設３
設　置　場　所：岐阜県関市のぞみヶ丘３番
設置年月日：平成２６年１０月２４日
処　理　能　力：
廃プラスチック類　120.24t／日（5.01t／時間）
上記１品目は石綿含有産業廃棄物であるものを除く。
金属くず　178.09t／日（16.19t／時間）
上記１品目は石綿含有産業廃棄物であるものを除く。
ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず　157.63t／日（14.33t／時間）
上記１品目は石綿含有産業廃棄物であるものを除く。
以上　３種類

上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。
許可年月日：平成２６年１０月１６日
許　可　番　号：岐阜県指令廃対第５２号の５

（４）種　　類：破砕施設４
設　置　場　所：岐阜県関市のぞみヶ丘３番
設置年月日：平成２６年１０月２４日
処　理　能　力：
廃プラスチック類　81.12t／日（3.38t／時間）
上記１品目は石綿含有産業廃棄物であるものを除く。
金属くず　149.52t／日（6.23t／時間）
上記１品目は石綿含有産業廃棄物であるものを除く。
ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず　165.6t／日（6.9t／時間）
上記１品目は石綿含有産業廃棄物であるものを除く。
以上　３種類

上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。
許可年月日：平成２６年１０月１６日
許　可　番　号：岐阜県指令廃対第５２号の６

（５）種　　類：破砕選別施設
設　置　場　所：岐阜県関市のぞみヶ丘１０番
設置年月日：令和５年６月８日
処　理　能　力：
廃プラスチック類（自動車等破砕物を除く。）、金属くず（自動車等破砕物を除く。）
3.2t／日（0.4t／時間）
上記２品目は石綿含有産業廃棄物であるものを除く。
以上　２種類

複写禁止

許可番号　０２１２００００１９２

上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。

（６）種　　類：破砕施設５
設　置　場　所：岐阜県関市のぞみヶ丘１０番
設 置 年 月 日：令和７年８月２１日
処　理　能　力：
金属くず（自動車等破砕物を除く。）　0.56t／日（0.07t／時間）
上記１品目は石綿含有産業廃棄物であるものを除く。
ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず（自動車等破砕物を除く。）　2.24t／日（0.28t／時間）
上記１品目は石綿含有産業廃棄物であるものを除く。

以上　２種類

上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。

（７）種　　類：破砕施設６
設　置　場　所：岐阜県関市のぞみヶ丘１０番
設 置 年 月 日：令和７年８月２１日
処　理　能　力：
廃プラスチック類（自動車等破砕物を除く。）　20.4t／日（2.55t／時間）
上記１品目は石綿含有産業廃棄物であるものを除く。
金属くず（自動車等破砕物を除く。）　23.28t／日（2.91t／時間）
上記１品目は石綿含有産業廃棄物であるものを除く。
ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず（自動車等破砕物を除く。）　42t／日（5.25t／時間）
上記１品目は石綿含有産業廃棄物であるものを除く。

以上　３種類

上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。
許 可 年 月 日：令和６年１１月１９日
許　可　番　号：岐阜県指令廃対第１８３号の２

（８）種　　類：破砕施設７
設　置　場　所：岐阜県関市のぞみヶ丘１０番
設 置 年 月 日：令和７年８月２１日
処　理　能　力：
廃プラスチック類（自動車等破砕物を除く。）　9.6t／日（1.2t／時間）
上記１品目は石綿含有産業廃棄物であるものを除く。
金属くず（自動車等破砕物を除く。）　19.2t／日（2.4t／時間）
上記１品目は石綿含有産業廃棄物であるものを除く。
ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず（自動車等破砕物を除く。）　28.8t／日（3.6t／時間）
上記１品目は石綿含有産業廃棄物であるものを除く。

以上　３種類

上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。
許 可 年 月 日：令和６年１１月１９日
許　可　番　号：岐阜県指令廃対第１８３号の３

３　許可の条件
なし

４　許可の更新又は変更の状況
平成２８年１０月２５日　産業廃棄物処分業許可（新規）
平成２９年　３月２３日　産業廃棄物処分業許可（変更）
令和　３年１１月１２日　産業廃棄物処分業許可（更新）（優良認定）

複写禁止

許可番号　０２１２００００１９２

令和　５年　６月２６日　産業廃棄物処分業許可（変更）
令和　７年１０月　７日　産業廃棄物処分業変更届（書換）

５　規則第10条の４第７項の規定による許可証の提出の有無　[有]　・　無